

愛知県国土利用計画審議会第44回特別委員会会議録

○日時

令和元年8月23日（金） 午前10時から午前11時20分まで

○場所

愛知県議会議事堂1階 ラウンジ

○出席した委員（五十音順敬称略）

生田京子 倉持香苗 武田美恵 中川弥智子
秀島栄三 増田理子

（6名）

○出席した幹事

都市整備局都市基盤部都市計画課長（事務局兼務）

政策企画局企画調整部企画課長（代理）

環境局環境政策部自然環境課長（代理）

経済産業局産業部産業立地通商課長（代理）

農業水産局農政部農業振興課長（代理）

農林基盤局農地部農地計画課長（代理）

農林基盤局林務部林務課長（代理）

農林基盤局林務部森林保全課長（代理）

建設局道路維持課長（代理）

建設局河川課長（代理）

建築局公共建築部住宅計画課長（代理）

建築局建築指導課長（代理）

企業庁企業立地部工務調整課長（代理）

○出席した事務局職員

都市整備局都市基盤部都市計画課長 片山貴視

都市整備局都市基盤部都市計画課主幹 梶田浩昭

課長補佐 鈴木系一

主任主査 田村豊

主事 小久保千佳

主事 古賀祐輝

1. 開会（事務局：鈴木都市計画課長補佐）

2. あいさつ

片山都市計画課長

3. 議題

愛知県国土利用計画（第五次）の試案について

（1）第2回特別委員会における主な意見等に対する考え方について

資料により、事務局から第2回特別委員会における主な意見等に対する考え方について説明。

（2）利用区分別の将来の目標面積について

資料により、事務局から利用区分別の将来の目標面積について説明。

（3）利用区分別の将来の目標面積について

ア 説明

資料により、事務局から利用区分別の将来の目標面積について説明。

イ 質疑等

（秀島委員長）

下線引いてありますが、これは最終版でも残るのですか。

（事務局）

この下線は検討中の資料として作ってございますので、最終的に報告書の形にするときには残りません。

（秀島委員長）

いま、行政の計画は、SDGs を考慮するようになっていますが、それについての検討というのはしないのでしょうか。

（事務局）

計画試案の冒頭にも SDGs のことも記載してございますが、この諸計画、課題も含めて、それから措置の概要につきましても、SDGs を意識したものとして考えてございます。個々の施策の検討の中で考えていくことになるかとは思ってございます。

（秀島委員長）

27 ページで、（4）に自然生態系という言葉があるのですが、自然生態系という言葉は、いつも他のところでも使っているのでしょうか。あるいは、そういう言葉があるのですか。自然と言わなくてもいいのではないかという気がしたのですが。

(増田委員)

どちらでもいいのではないかと。

(事務局)

事務局の方で、自然生態系と書いたのは、増田先生からはどちらでもよいかと、というお言葉をいただきましたが、国土利用計画の全国計画に沿った用語を使わせていただいたという経緯がございます。

(秀島委員長)

29 ページで、あえて環境影響評価は国にはないけど残すと言われましたが、戦略的環境アセスメントの方が、お金はかかりますけど、あらかじめやっておくという意味で、環境に対する実効性は高いです。そういう先進的なことを、すでにされているようだったら、それもやっていくぞというぐらい書いてもいいのではないかなと思ったのですが、いかがでしょう。

(事務局)

本県の環境アセスの所管である環境活動推進課は、こちらの場には呼んでおりませんが、今回、全国計画ではなくなって、県計画では残しておいたというのは、環境面に配慮した土地利用は、本県では非常に重要なものだと考えているためです。なぜ国がこれを前の時からなくしたのか不明なのですが、環境県でもある本県の国土利用計画において、当然重要であるということから残しておるとい、そういう経緯でございます。

(秀島委員長)

逆に、当たり前になったからなくなったのかなと思うと、当たり前でないことくらいを書くならば意味があると思ったのですが、ご検討いただければと思います。

(倉持委員)

2点ございます。

まず、24 ページなのですが、一番下の4番目、「持続可能な県土の管理」というところの「(1) 持続可能なまちづくり」について、県計画には、「すべての地域住民が自らの意思で自由に行動でき」というところがありまして、全国計画では、移動のことが書かれています。この全国計画の移動のところと、県計画の自由に行動というところが繋がるものなのではないでしょうか。福祉でいうと、例えばまちづくり、住民が積極的に行動しようとか、自由にまちを作っていこうという地域づくりの活動をイメージするので、その意味が含まれているのか、それとも移動という意味で自由に行動するということが含まれているのか、分かりにくいので、ぱっと見たときに分かりやすく表記されるとよろしいかなと思っております。

それからもう一点、29 ページなのですが、6番目、「土地の有効利用の促進」というところで、空き家等については、という下線部分がありますけれども、「空き家バンク等による所有者と入居希望者とのマッチ

ング」など、具体的なことが書かれているのですが、これは、さきほど参考資料2をお示しいただきましたが、このようにここで書かれたものが下に降りて行って、どこかで具現化されるものとして捉えてよろしいでしょうか。具体的にどうするのかというところまでイメージされているのかどうかというところ、確認させていただければと思います。

(事務局)

まず1点目、24ページの「4 持続可能な県土管理」の「(1) 持続可能なまちづくり」のところにつきましては、いまの先生のご意見踏まえまして、事務局として、表現等も含めて考えさせていただきたいと思っております。

(住宅計画課)

住宅計画課としましては、この空き家バンクに関して、登録のガイドラインというものを作っておりまして、そういったものを市町村さんに広めるということは、すでにしていることでもあります。これからもそういったことについて積極的に市町村さんとやりとりをしていこうと考えていますので、そういった意味では降りていっていると考えています。

(倉持委員)

私、福祉の観点ですけれども、やはり高齢者、一人暮らしの方、生活困窮者、DV 被害を受けた女性、あるいは障害を持つ人がいま、地域移行で地域に出ていますけれども、そうした方たちの住まいの確保が課題になっています。その一方で、空き家の問題があるので、マッチングするような組織、団体があるといいなと思っております。そうした取り組みも全国で見られますので、愛知県の場合はどのようにお考えかなと思って質問させていただきました。

(生田委員)

私も24ページの一番下、4の(1)のところでもまず一つ質問でして、全国計画の方では、中山間地域等の集落において、生活サービス機能等の維持が困難と見込まれるところに何らかの措置というような書き方をしている、かなり中山間地域に踏み込んだ表現になっています。県計画の中ではなんとなく全般的な表現に留まっているように感じるのですが、そこら辺のこの扱いの落差について、どういうお考えなのかを知りたいというところがまず一つあります。

もう一つは26ページの(5)、「海岸の保全」のところで、全国計画が海岸の保全の方だけを言っているのですが、県計画でも海岸の保全だけを言うのかなと思ったのですが、第四次の方では必ずしも海岸に特化せずに、地域の特色を生かしたというような表現にもなっています。五次では四次のときよりも海岸に特化した表現になっていると思うのですけれども、そういう表現になる理由が知りたいです。

(事務局)

2点ご質問いただいております、まず最初に24ページ、「4 持続可能な県土の管理」、「(1) 持続可能なまちづくり」について、全国

計画では中山間地域等の集落地域というのを意識した書きぶりなのに、県では全般的にしたという、その理由をとということだったと思います。これについては、県の中で中山間地域というのを特出するまでもなく、全般的な愛知県というもので捉えていけばよいかと考え表現してございます。県全般で考えていったということでございます。

次に、26 ページの海岸の関係、四次計画から五次への変更ということでございます。基本的には四次計画を改正しつつ、国を基本として県計画は作るということになってございますので、それで海岸の保全部分の特出しております。他の部分、例えば景観だとか、環境だとかを含めて、他に記載しているところがございますので、今回の県の原案としては、国に倣って海岸の保全のみを特出して記載しているということでございます。

(生田委員)

いまのご回答について、私の個人的な意見を申し上げますと、中山間地域の問題は、その町とか市とかでなかなか解決できないような厳しい状況があるかと思えます。それに対して、どこの市も同じであるという表現だと、かなり弱い印象には受け止められます。ですので、県よりも国の表現の方が、かなり難しい地域に対して踏み込みますよという姿勢をはっきり示していて、私には好ましいような印象があります。

26 ページの(5)については、他に書いてあるということで、了解です。

(事務局)

先生のご意見踏まえて、事務局としても再度考えさせていただきます。

(増田委員)

24 ページの「(3) 森林の適正な管理」についてお伺いしたいのですが、「間伐等の森林整備、保安林の適正な管理」ということに関しては、植林も二次林も自然林も全部そのようにやっていくという観点で書かれているのでしょうか。もう一つ、流域保全の観点から関係機関というように書いてありますが、この流域保全というのはすごく大事で、上流域でちゃんと保全しないと下流域の方まで災害が生じてしまいます。森林、保安林としての大事なところが書かれているとは思いますが、災害に対してソフトで対応するという表現になっているので、流域全体の保全というのをもう少し前面に押し出されるといいのかなと思えました。

2 番目に、26 ページの海岸の保全についてですが、全国計画の方では、海岸の保全を図ることが書かれているだけですが、県の方では、海岸及び海域の埋立ということを特段に出されています。今後この埋立の状況がかなり続くのでこれを書いてあるのでしょうか。

3 つ目に、28 ページの「(7) 野生生物への配慮」ということですが、国の計画では、荒廃農地だけではなく、工場緑地についても言及があります。県の計画では工場緑地については特段何も書かれていないのですが、農地の方だけで対応するというものでいいのでしょうか。工場緑地をうまく計画すれば、鳥類や他の野生生物にもかなりいい影響があると

思いますので、あえて外したのがどうしてなのかなということをお伺いさせていただければと思います。

(森林保全課)

人工林も天然林も森林整備が必要かどうかというお話でよろしいでしょうか。保安林の管理といたしましては、もちろん人工林も天然林もごございますので、こちらに間伐等の森林整備というように書いてあるとおり、人工林の整備も、二次林などの里山の整備も重要と考えております。

(事務局)

同じ 24 ページのところで、流域保全の観点からソフト対策だけでいいのかというご質問をいただきました。これについては少し検討させていただきます。次回の特別委員会のところで考え方を示したいと思っております。

次に 26 ページの「(5) 海岸の保全」に関してご質問をいただいております。全国計画にはない埋立について、まだ県計画に入っているけれど、これは重要視するのかという、そういう計画があるのかということでしょうか。そういうようなことございまして、まだ県の方では、いろんな形での構想などもございますので、残してございます。

もう一ついただいております。28 ページ「(7) 野生生物への配慮」ということで、国では工場緑地等においてということも書いてあるのに、県ではこれを抜かしたということございまして。これについて、どこまで県計画の中で押さえるかということをお踏まえて、事務局の中で整理しておる段階で、国にはあるけど除いたということもございまして。先生のご指摘をお踏まえて再度考えてみたいと思っております。

(武田委員)

市街地における生産緑地の扱い方について、どこかで言い換えられているのか、見当たらないのですが、これから迎える大きな問題だと思っております。そちらの方は積極的に活用していくのではなくて、オープンスペース等としての使い方を進めていかれるのか、どちらの方向性なのかということをお聞きしたいのですが。

(都市計画課)

13 ページの下の方、農地の関係のところ、市街化区域内農地のうち生産緑地地区と記載がございまして。ご指摘のとおり 2020 年問題等ございまして、国では、都市緑地法と生産緑地法が改正され、特定生産緑地の指定が可能となり、30 年を経過してもそれを今後も維持していくことができるようになりました。

特定生産緑地そのものは生産緑地法で少し扱いが違いますが、生産緑地地区は都市計画の決定でございまして。継続するかどうかは、法律上は土地所有者等の意向も必要でございまして、都市計画課としても、各市町村さんとも連携しながら、説明会等進めまして、皆さんに周知の上、保全されるかどうか、特に意識をもってお考えいただくように、施策を進めているところでございます。

(武田委員)

意識を持ってということですから、結局その土地所有者さんの意向に従うしかないのか、分かっていたか分からないというようなことなのか。

(都市計画課)

法律上、意向を受けてというように書いてございまして、財産権の問題もありますので、行政の方が残しなさいという仕組付けになっていないところもあります。もちろん地元の市町村や農協さんからも、各農家の方々にお話をしているというように聞いております。

こちらの方で危惧しているのは、制度を知らないと、特定生産緑地に指定できなくて、生産緑地自体が、機能がなくなってしまうところもありますので、農地を残すのかどうか、土地所有者の皆さんに意識を持って考えていただけるよう、まずは制度を知らないことがないように周知を進めていきたいというように考えております。

(武田委員)

地域の求めに応じてという言葉は何を意味するのですか。

(都市計画課)

具体的には、所有者さんの御意志ということになります。法律はそこまでしか言えないところもございまして。

(中川委員)

5「(3) 自然環境及び生物多様性に関する状況把握」というところですが、モニタリングの実施や情報収集に努めますというのは非常にいいと思います。生態系や種の分布等の変化の状況を把握するために行うという目的になっていますが、変化の状況を把握するためには、情報収集とかモニタリングを継続的に複数回実施しないと、変化の把握は難しいと思うのですが、実際、継続的にやるということが現場では難しくなっていることが多いです。この実施、情報収集だけではなくて、継続的に行うんだということが分かるような表記になっていると個人的にはうれしいなと思ったのですが、その点はいかがでしょう。

(自然環境課)

もちろん継続的に実施ということでこういった効果はあると思いますので、そういった記載も検討していきたいと思っております。

(秀島委員長)

今日持ち帰って検討されることがいくつかありますが、次回の特別委員会でそれをお出しいただいたものが、国土利用計画審議会本会議の方に出されるということですか。

(事務局)

今後の事務の予定を先にご説明いたします。今回、第3回の特別委員会ということでございます。次回予定してございますのが、10月31日に特別委員会ございまして、今回第1章から第3章までフルセットの形

で試案をご審議いただきました。当然、委員の方々からいただいた意見は、検討した内容を反映させることとしまして、次回10月31日に中間報告に向けた計画素案についてということで、参考資料1にございますようなスケジュールを考えてございます。ここで再度ご審議をいただきまして、その約1か月後の11月26日に、全委員の方に集まっていたりたく本審議会を予定してございます。その段階で中間報告ということになります。10月31日の特別委員会の前に、また必要な時にはご相談なり伺うかとは思ってございますが、今後2か月くらいの間、また事務局の方でも整理し、県庁内でも整理して、素案を固めてまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(秀島委員長)

下線のことを最初に申しましたが、そこばかりに目が行ってしまうので、次回は下線なしにしませんか。全体的なバランスを見るために、最終版のイメージを持ちたいと思うのですが。

(事務局)

次回は最終版のイメージの形にさせていただきます。

4. 閉会 (片山都市計画課長)